

相続手続きのご案内

この度はご親族様の訃報に接し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

お亡くなりになられたお客さまには、生前長年にわたりお取引をいただきまして、誠にありがとうございました。

当金庫とお取引をいただいていたお客さまが亡くなられた場合には、ご預金を相続人の方が相続されるための手続きが必要となります。

本冊子は、預金等の相続のお手続きについてご案内するものです。

ご相続手続きは、法令に基づく定めを遵守したうえでの適切なお取り扱いを求められるため、お手続きが完了するまで預金のお取り扱いが制限される等のご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



福岡信用金庫

被相続人（お亡くなりになられた方）が遺した遺言書が見つかったら？

遺言書が「自筆証書遺言（遺言者の直筆で作成された遺言書）」の場合は、開封などはせず、速やかに家庭裁判所に提出し「検認」を請求してください。

「検認」のお手続き方法や必要書類については裁判所のホームページをご確認ください。なお、公正証書遺言及び法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用した遺言書については、検認は不要です。

相続手続きにはどんな方法がある？

大きく分けて主に3つのお手続き方法があります。

遺言書

遺言書の内容に従って相続する

遺産分割協議

相続人全員で協議し
相続割合を決める

相続人全員による手続

法定相続人全員で
共同して手続をする

ローンがたくさん残っていて被相続人の財産では返済しきれない

相続人となられる方は次の3つのいずれかから相続方法を選択することができます。

単純承認

相続財産の
一切を相続する

限定承認

プラス財産の範囲内で
マイナス財産も相続する

相続放棄

相続財産を
一切相続しない

「限定承認」と「相続放棄」には期限が定められています。
詳しくは9ページをご確認ください。

もくじ

1	相続手続きの流れについて	3
2	相続手続きが完了するまでのお取引について	4
3	残高証明書の発行について	5
4	被相続人の戸籍謄本について	6
5	法定相続人について	7
6	法定相続人の戸籍謄本について	8
7	相続方法の選択について	9
8	必要書類について	10
9	必要書類について ～遺言書に基づく相続～	11
10	必要書類について ～遺産分割協議書に基づく相続～	13
11	必要書類について ～相続人全員による手続～	14
12	必要書類について ～調停・審判に基づく相続～	15
13	MEMO	16
14	よくあるご質問	17

被相続人	お亡くなりになられた方を指します。
相続人	被相続人の財産を相続する方を指します。
法定相続人	法により定められた、被相続人の財産を相続する権利を持つ親族を指します。（→7ページ）
相続開始	被相続人の方が亡くなった時点を指します。
代襲相続	法定相続人の方が相続開始より先または同時に死亡、廃除、欠格により相続権を失っている場合、その法定相続人に子がいる場合、その子が代わって相続人になります。 第1順位と第3順位で発生しますが、第3順位の場合は1代限りとなります。
共同相続人	遺言書や遺産分割協議書がない場合、遺産はいったん相続人全員の共有状態となります。これを「共同相続」といい、関係する相続人を「共同相続人」といいます。このような場合、原則として相続人全員で相続の手続きを行っていただきます。なお、本冊子では、この方法を『相続人全員による手続』といっています。
遺言書	被相続人の方が生前に、遺産をどのように分けるかを書き残した書類を指します。 その方式により「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」などがあります。
遺言執行者	遺言の内容を実現するために選任される個人または法人を指します。 遺言によって指定、または裁判所の選任により定められます。遺言執行者の方は、遺言に記載された範囲で、相続人の代わりに相続手続きを行うことができます。
受遺者	遺言によって財産を受け取る人（法人を含む）を指します。 特定の財産を譲り受ける人を「特定受遺者」、遺産の全部または一定の割合を譲り受ける人を「包括受遺者」といいます。
遺産分割協議書	相続人全員で遺産をどのように分けるかを協議し、その結果を記録した書類を指します。
戸籍謄本 （全部事項証明書）	戸籍簿に記載されている全員の身分事項を証明する書面です。別の種類に「戸籍抄本（個人事項証明書）」がありますが、相続のお手続きの際は「戸籍謄本（全部事項証明書）」をご準備ください。
法定相続情報一覧図	法務局が発行する、法定相続人の情報を証明する書類です。相続財産に不動産がある場合や複数の金融機関などで手続きを行う必要がある場合、「法定相続情報一覧図」を作成いただくと手続きがスムーズに進みます 詳しくは法務局のホームページをご確認ください。

相続に関するお手続きの一般的な流れは以下のとおりです。

なお、亡くなられた方のお取引内容によって、お手続きが一部異なる場合がございます。当金庫での手続き自体に期限はございませんので、お気持ちが落ち着かれましたらご来店ください。

ただし、相続放棄や限定承認の手続きには法的な期限があります。また、相続税の申告が必要な場合もございますので、全体の手続きはお早めに進められることをお勧めいたします。

相続手続きのお申出

亡くなられた方のお取引店または最寄りの店舗へ、お電話またはご来店によりお申出ください。
なお、お申出をいただきました時点で、被相続人の方の名義の口座取引は停止させていただきます。

残高証明書の発行 → 5 ページ

残高証明書が必要な場合はお申し出ください。

必要書類のご案内 → 10 ページ

遺言や遺産分割協議書の有無等、相続の内容について詳しくお伺いし、必要書類と、お取引内容に沿った「相続依頼書」をご案内いたします。

必要書類のご準備・ご提出

必要書類と「相続依頼書」のご準備が整いましたら、当金庫あてご提出ください。その際、ご来店される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）もお持ちください。
書類の確認をさせていただきますので、お手続きまでにお日にちを頂戴する場合がございます。あらかじめご了承ください。

相続手続き完了 預金払戻等

ご提出いただきました書類に不備不足がないことを確認し、手続きの準備が整いましたら、払戻し等を行います。

相続の手続きが完了するまでの お取引について

被相続人の方のお口座等につきましては、以下のように取り扱わせていただきます。
ご不明な点は窓口へお問い合わせください。

お取引内容	お取り扱い
入出金取引・ 記帳・解約等	相続手続きが完了するまでお取引いただけません。
自動振替	預金口座に自動振替契約（電気料や水道料金、会費の引落とし等）がある場合、振替を停止させていただきます。契約先へご連絡のうえ、別途支払いや変更をお願いいたします。
振込入金	原則として停止させていただきます、振込元へ返却いたします。
定期預金自動継続	原則として停止させていただきます。
総合口座	総合口座のご契約があり、かつ普通預金口座残高がマイナス（当座貸越）状態の場合、被相続人が亡くなられたことを当金庫が書類で確認した時点で総合口座定期預金等と差引計算（払戻充当）させていただきます。
当座預金取引	原則としてご利用いただけません。 生前に振り出された手形・小切手がある場合であっても決済することはできません。決済をご希望の場合は窓口にご相談ください。 未使用の手形・小切手用紙は使用できませんので相続手続き時にお持ちください。
貸金庫契約	原則として開扉することはできません。代理人登録をされている方であっても同様です。 「遺産分割協議書」作成のために検品される場合は、相続人全員の同意および立ち合いが必要となります。 解約手续をする場合、相続人全員の同意が必要となります。 相続人全員に立ち会っていただく方法のほか、相続人全員の同意により代表者を定め、当該代表者に開扉、格納物の確認・引取り及び解約手続を行っていただく方法があります。 また、当金庫の職員が同席させていただきますのでご了承ください。
融資取引	被相続人の方にお借入があった場合、ご返済の引落も停止されますので、相続手続きについて窓口までご相談ください。
出資金	原則として脱退のお手続をとらせていただきます。
葬儀費用等のお支払い	原則として被相続人の方のお口座から支払うことはできません。やむを得ず被相続人の方のお口座からの支払いを希望される場合は「仮払制度」をご利用ください

遺産分割協議書や相続財産目録の作成、相続税の申告等で被相続人の残高証明書の発行が必要な場合は窓口にお申し出ください。

※相続のお手続きが完了したあとでは残高証明書の発行ができかねる場合がございますので予めご承知おきください。

手続人	必要書類
法定相続人 (※1)	①被相続人が亡くなれたことが確認できる公的書類 ②お手続きされる方が法定相続人であるとわかる公的書類 ③お手続きされる方の印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ④お手続きされる方の本人確認書類 ※ ご来店の際はお手続きされる方の実印をお持ちください。
法定相続人 代理人	①被相続人が亡くなれたことが確認できる公的書類 ②委任される方が法定相続人であるとわかる公的書類 ③委任される方の印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ④委任状（③の実印で作成してください） ⑤お手続きされる方（受任者）の印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ⑥お手続きされる方（受任者）の本人確認書類 ※ ご来店の際はお手続きされる方（受任者）の実印をお持ちください。
遺言執行者	①被相続人が亡くなれたことが確認できる公的書類 ②お手続きされる方が遺言執行者であるとわかる書類 （遺言執行者選任審判書・自筆遺言書（検認済）等） ③遺言執行者の方の印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ④遺言執行者の方の本人確認書類 ※ ご来店の際は遺言執行者の実印をお持ちください。
相続財産管理人 相続財産清算人	①「相続財産管理人（または清算人）選任審判書謄本」の原本 ②相続財産管理人（清算人）の印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ③相続財産管理人（清算人）の本人確認書類 ※ ご来店の際は相続財産管理人（清算人）の実印をお持ちください。

※1 法定相続人の方が複数人存在する場合であっても単独で発行申請いただけます。

※ 上記の方以外からの発行のお申し出はお受け付けいたしかねます。

※ 別途書類の提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

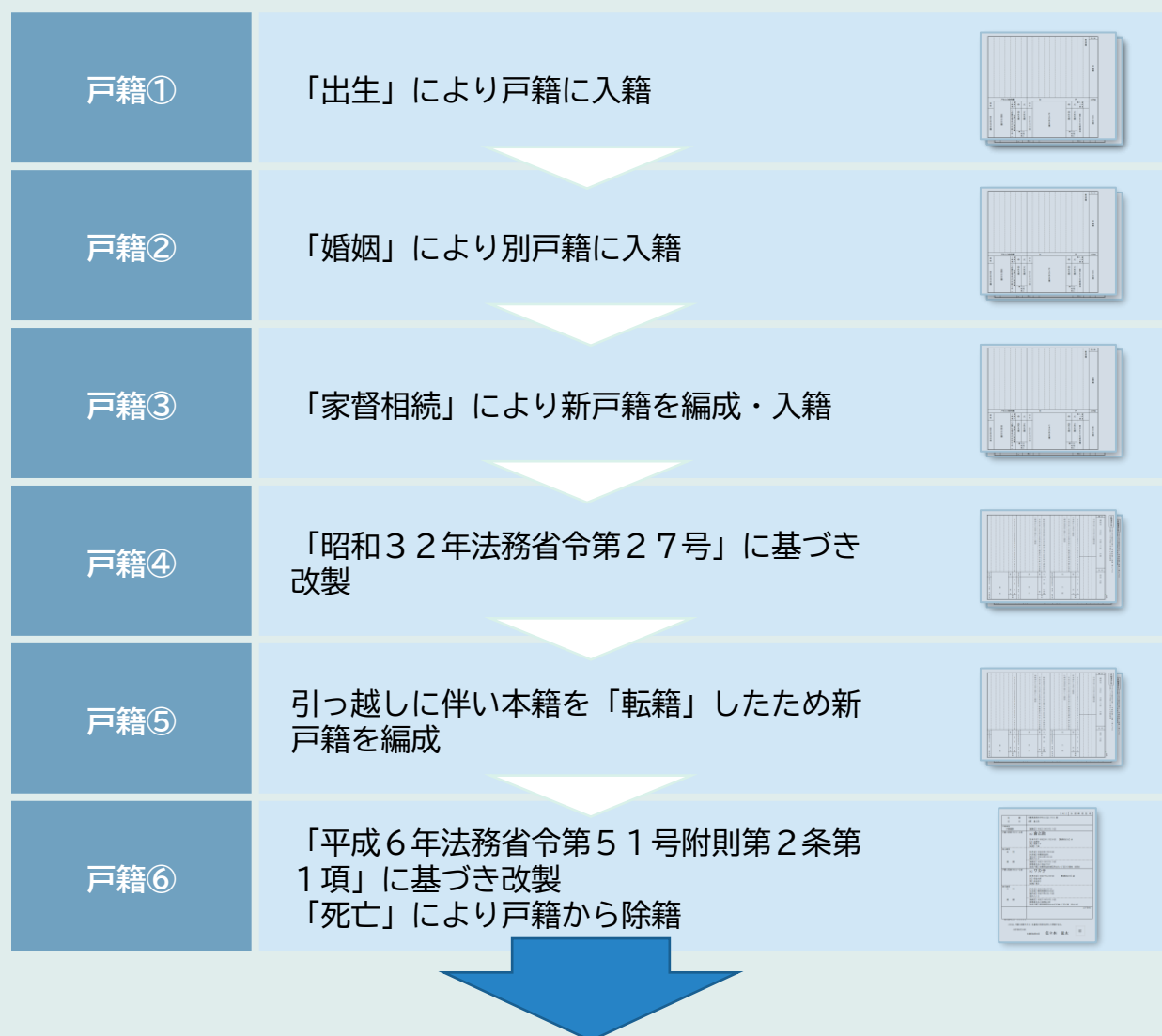
残高証明日	被相続人が亡くなれた日（相続開始日）現在のお取引内容について証明いたします。
発行手数料	当金庫所定の発行手数料を申し受けます。手数料は当金庫ホームページに掲載しております。

法定相続人を確認する必要がある場合、被相続人が生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本および除籍謄本を確認させていただきます。

戸籍謄本は「全部事項証明書」をご準備ください。

戸籍謄本は戸籍のある市区町村役場で入手できます。その際、「相続手続きに使用する」「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要」である旨をお伝えいただくとスムーズです。

「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」の例



この場合、6種類の戸籍謄本（全部事項証明書）が必要となります。

※「死亡（除籍）」が確認できる戸籍謄本・除籍謄本が必要な場合は、「死亡」の表示があるもの（上記例では謄本⑥にあたります）をご準備いただければ結構です。

法律により定められた相続人の方を指します。

配偶者に加え、血族相続人のうち、①直系卑属（子）、②直系尊属（親）、③兄弟姉妹の順番で、最も早い順位の方だけが法定相続人となります。

被相続人の方が亡くなられたときに胎児であった方も相続人となります。

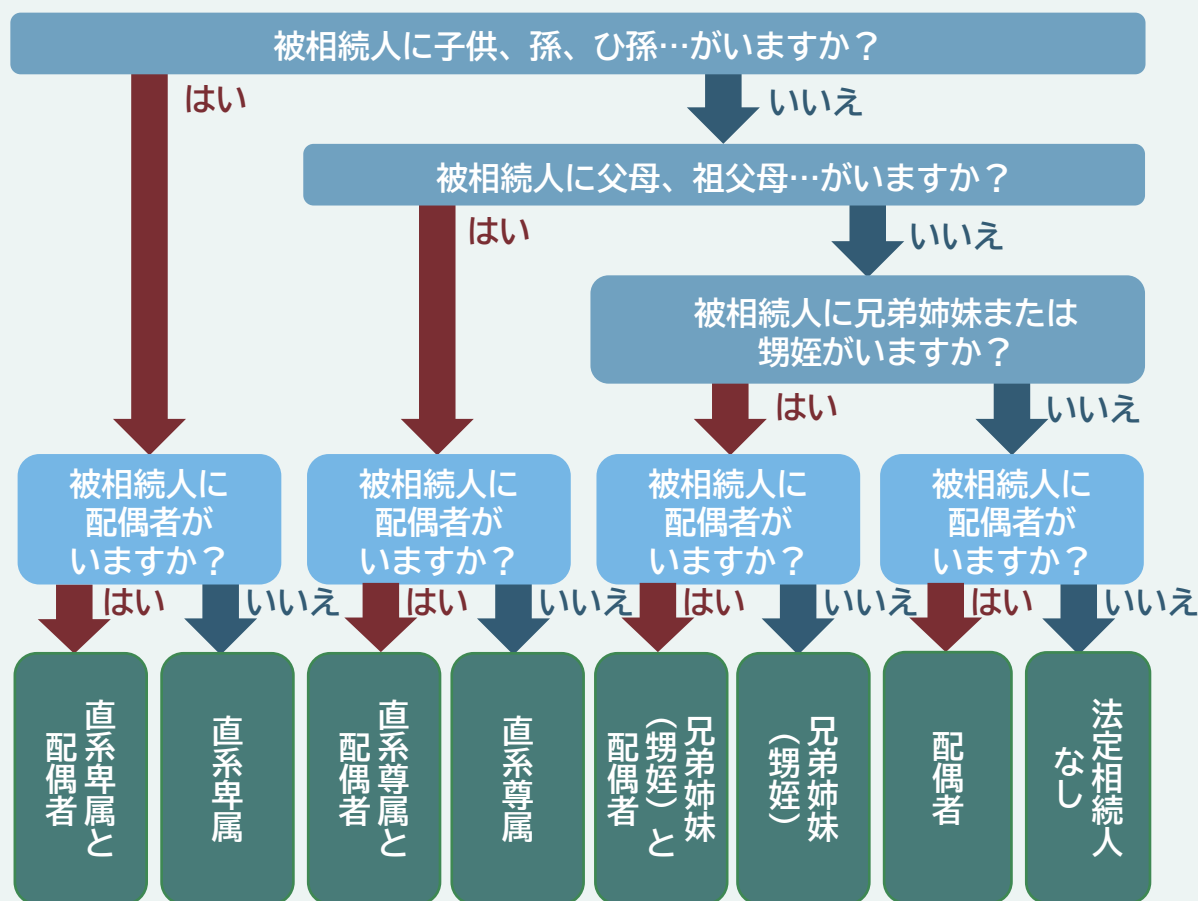
順位	続柄	備考
-	配偶者	常に相続人になります。 内縁の方、離婚された方、被相続人よりも先または同時に亡くなっている方は含まれません。 ※内縁の配偶者の方は、法定相続人がひとりも存在しない場合に限り「特別縁故者に対する相続財産の分与制度」を利用できる場合があります。詳しくは裁判所のホームページをご確認ください。
第1順位	直系卑属 (子、孫、ひ孫…)	現在の配偶者の方との子のほか、過去に配偶者であった方との間の子や婚外子、養子・特別養子の方も相続人となります（養子の方は実親・養親双方の、特別養子の方は養親のみの相続人になります）。 子にあたる方が被相続人よりも先または同時に亡くなっている場合は、その子にあたる方（被相続人から見て孫）が代襲して相続人になります。孫も先または同時に亡くなっている場合はひ孫となり、以降無限に代襲が行われます。
第2順位	直系尊属 (父母、祖父母…)	第1順位にあたる方がいない場合、相続人になります。 実親のほか、養父母にあたる方も相続人となります。 直系尊属の方が複数いらっしゃる場合は、最も親等が近い直系尊属の方が相続人となります。（例：父と祖母にあたる方がいらっしゃれば父のみが相続人）
第3順位	兄弟姉妹	第1順位および第2順位にあたる方がいない場合、相続人になります。 父母ともに同一の兄弟姉妹のほか、父または母のみが同じ兄弟姉妹の方も相続人となります（ただし法定相続の割合は半分になります）。 兄弟姉妹にあたる方が被相続人よりも先または同時に亡くなっている場合は、その子にあたる方（被相続人から見て甥姪）が代襲して相続人になります。 第3順位の代襲相続は一代限りとなるため、甥姪にあたる方が被相続人よりも先または同時に亡くなっている場合であっても、さらにその子（大甥や大姪）が代襲することはできません。

法定相続人を確認する必要がある場合、被相続人の戸籍から「婚姻」等により除籍されている相続人は、別途戸籍謄本をご準備いただく必要があります。

法定相続順位については7ページをご確認ください。

ケースに合わせて必要な戸籍謄本をご案内いたしますので、詳しくは窓口までお尋ねください。

法定相続人確認簡易フロー



↓ はい の場合はその相続人の除籍時点から現在までの戸籍謄本が必要です。
※被相続人と同じ戸籍にいる場合は必要ありません。

↓ いいえ の場合はその相続人が存在しないことを確認するに足る戸籍謄本が必要です。

※兄弟姉妹（または甥姪）の方が相続人となる場合は、被相続人の父母（養父母を含む）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。

※代襲相続人（孫や甥姪等）が相続人となる場合は、被代襲者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。

相続開始によって、相続人は「被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」こととなりますので、積極財産（プラス財産：主に預金、不動産等）と消極財産（マイナス財産：主にお借入れ等）のすべてを引き継ぐことになりますが、消極財産が積極財産を上回る場合、相続人が自らの資産を使って返済等を行う必要が生じてしまいます。

このため、民法では相続について3つの方法を定めており、相続人はこれらの内から希望する相続方法を選択することができます。

ただし、相続人が被相続人の積極財産を消費（被相続人が亡くなったことを隠して被相続人名義の預金の引き出しをする等）や処分（被相続人名義の家屋の取り壊し等）した場合、「単純承認」したものとみなされる場合がありますのでご注意ください。これには仮払い制度を利用して引き出した資金を消費した場合も含まれます。また、「相続放棄」した相続人がその後相続財産を消費・処分・隠匿した場合、「相続放棄」は無効となり「単純承認」したものとみなされますのでご注意ください。

相続放棄

自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てる必要があります。

被相続人の財産を、積極財産も消極財産もすべて相続しないことになります。

相続放棄は相続人単独で行うことができ、その相続人は初めから相続人でなかったものとして扱われます。代襲相続も発生しません。

※法定相続人の先順位の方が全員相続放棄をされた場合、後順位の方に相続の権利・義務が移ります。

限定承認

自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てる必要があります。

被相続人の積極財産の範囲内で消極財産も相続することになります。

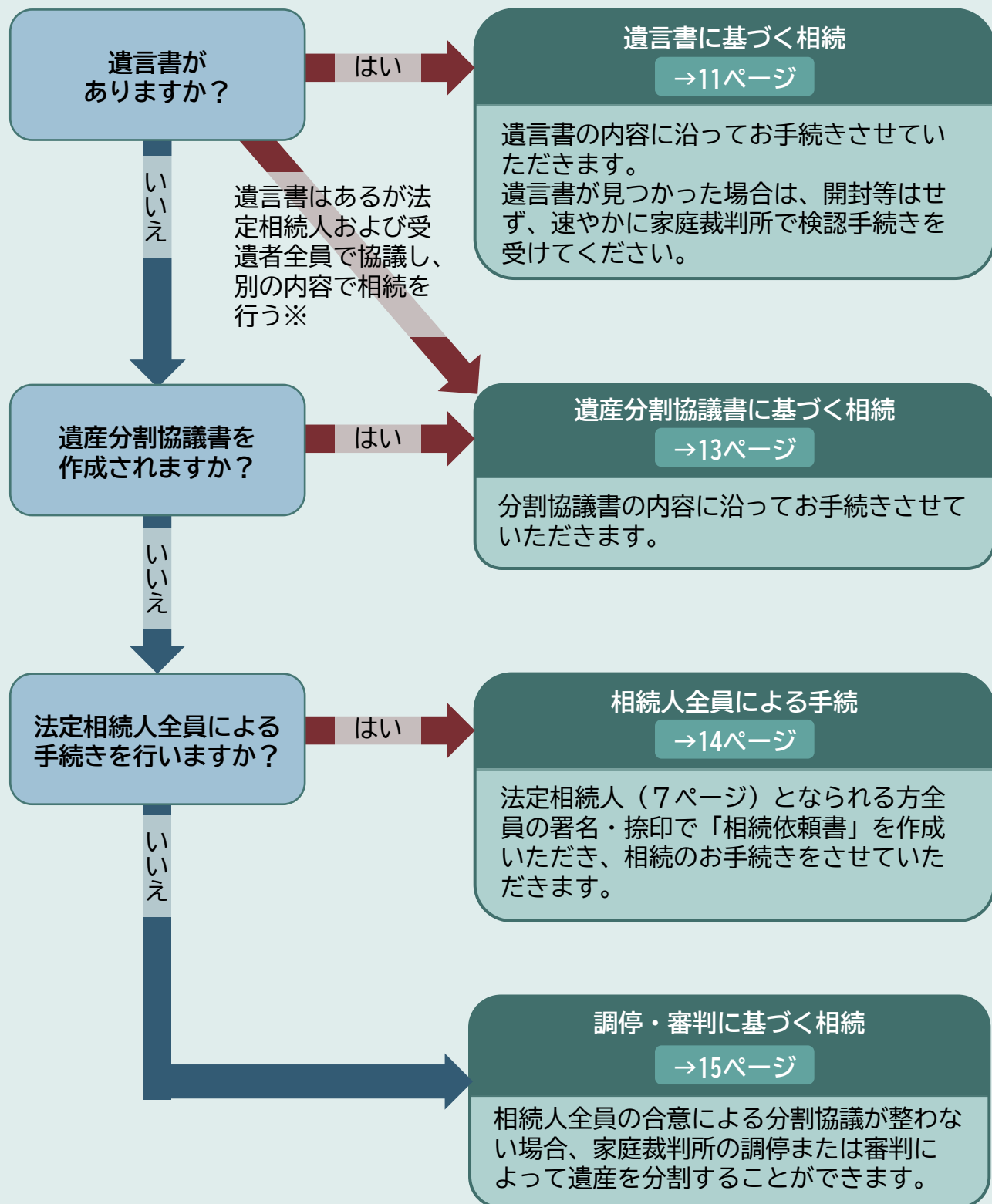
相続人が複数人いる場合は、その全員で申し立てる必要があります。

単純承認

被相続人の財産を、積極財産も消極財産もすべて際限なく相続することになります。

特別な手続きなどは必要ありません。

必要書類はすべて原本をお持ちください。



※遺言書と異なる内容で手続きを行う場合は、一定の条件を満たす必要がありますので、弁護士・司法書士等の専門家へご相談ください。

必要書類について ～遺言書に基づく相続～

遺言書の形式が有効なものであり、当金庫の預金等の相続者についての記載がある場合、遺言書の内容に沿ってお手続きいたします。

※必要書類はすべて原本をお持ちください。返却を希望される場合は、コピーを取らせていただいたあとに原本をお返ししますのでお申し出ください。

遺言執行者が選任されていない場合

被相続人の関係書類

死亡（除籍）が確認
できる戸籍謄本または
除籍謄本

- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。

い
ず
れ
か
一
方

公正証書遺言

- 「謄本」または「正本」をご提出ください。

自筆証書遺言

- 「自筆証書遺言」は家庭裁判所の検認を受けたあとに、「遺言書検認調書謄本」とともにご提出ください。
- 「遺言書保管制度」を利用されている場合は「遺言書情報証明書」をご提出ください。

当金庫の預金等の相続人（受遺者）の関係書類

印鑑証明書

- 発行から6ヶ月以内のものをお持ちください。

実印

- お手続き時にお持ちください。

本人確認書類

- 顔写真付きは1点、顔写真なしは2点、有効期限内の原本をお持ちください。

相続依頼書

- 当金庫からお渡しします。
- 相続人の方が署名・捺印（実印）を行ってください。

上記以外でご準備いただく書類につきましては窓口にてご案内いたします。

当金庫の預金等の受遺者として法定相続人以外が指定されている場合

遺言執行者が選任されている場合は、遺言執行者の方のみがお手続きいただけます。
選任されていない場合は、遺言書により遺贈する指定を受けた受遺者の方がお手続きください。

遺言執行者が選任されている場合

被相続人の関係書類

死亡（除籍）が確認
できる戸籍謄本または
除籍謄本

い
ず
れ
か
一
方

公正証書遺言

自筆証書遺言

- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。
- 「謄本」または「正本」をご提出ください。
- 「自筆証書遺言」は家庭裁判所の検認を受けたあとに、「遺言書検認調書謄本」とともにご提出ください。
- 「遺言書保管制度」を利用されている場合は「遺言書情報証明書」をご提出ください。

遺言執行者の関係書類

遺言執行者選任審判
書謄本

印鑑証明書

実印

本人確認書類

- 家庭裁判所にて遺言執行者が選任されている場合はご提出ください。遺言書の中で指名されている場合は必要ありません。
- 発行から6ヶ月以内のものをお持ちください。
- お手続き時にお持ちください。
- 顔写真付きは1点、顔写真なしは2点、有効期限内の原本をお持ちください。

相続依頼書

- 当金庫からお渡しします。
- 遺言執行者の方が署名・捺印（実印）を行ってください。

上記以外でご準備いただく書類につきましては窓口にてご案内いたします。

必要書類について ～遺産分割協議書に基づく相続～

法定相続人全員（遺言書により、遺産の割合を指定されて引き継ぐ方（包括受遺者）がいる場合はその方も含みます）の合意による遺産分割協議書を作成された場合、その遺産分割協議書によりお手続きいたします。

※必要書類はすべて原本をお持ちください。返却を希望される場合は、コピーを取らせていただいたあとに原本をお返ししますのでお申し出ください。

被相続人の関係書類

戸籍謄本または除籍謄本

- 被相続人の方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍（改製原戸籍）などをご準備ください。詳しくは6ページをご確認ください。
- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。

遺言書

- 存在する場合は遺産分割協議書とともにをお持ちください。

相続人の関係書類

遺産分割協議書

- 法定相続人・受遺者全員（遺言書があり、受遺者がいる場合はその受遺者も含める）の署名・捺印（実印）があり、署名者全員の印鑑証明書（原本）の添付があるものをお持ちください。

戸籍謄本等

- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。
- 相続人が被相続人の戸籍からご結婚や養子縁組などにより除籍・転籍などされている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍まで連続した戸籍謄本をご準備ください。詳しくは6ページをご確認ください。

当金庫の預金等を相続することとされた相続人の関係書類

印鑑証明書

- 発行から6ヶ月以内のものをお持ちください。
- 「遺産分割協議書」に添付されているものが発行から6ヶ月以内のものである場合、そちらを代用いただくことも可能です。

実印

- お手続き時にお持ちください。

本人確認書類

- 顔写真付きは1点、顔写真なしは2点、有効期限内の原本をお持ちください。

相続依頼書

- 当金庫からお渡します。
- 「遺産分割協議書」において当金庫の預金等を相続することとされた相続人または受遺者の方が署名・捺印（実印）を行ってください。

上記以外でご準備いただく書類につきましては窓口にてご案内いたします。

必要書類について ～相続人全員による手続～

遺言書がなく、遺産分割協議書も作成されない場合、法定相続人全員による手続によりお手続きいたします。

※必要書類はすべて原本をお持ちください。返却を希望される場合は、コピーを取らせていただいたあとに原本をお返ししますのでお申し出ください。

被相続人の関係書類

戸籍謄本または除籍謄本

- 被相続人の方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍（改製原戸籍）などをご準備ください。
- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。

相続人の関係書類

戸籍謄本等

- 法務局認証文がある「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。
- 相続人が被相続人の戸籍からご結婚や養子縁組などにより除籍・転籍などされている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍まで連続した戸籍謄本をご準備ください。詳しくは6ページをご確認ください。

印鑑証明書

- 法定相続人全員の「印鑑証明書」が必要です。
- 発行から6ヶ月以内のものをお持ちください。

実印

- 代表して相続手続を行う相続人の実印です。
- お手続き時にお持ちください。

本人確認書類

- 代表して相続手続を行う相続人の本人確認書類です。
- 顔写真付きは1点、顔写真なしは2点、有効期限内の原本をお持ちください。

相続依頼書

- 当金庫からお渡しします。
- 法定相続人全員が署名・捺印（実印）を行ってください。

上記以外でご準備いただく書類につきましては窓口にてご案内いたします。

必要書類について ～調停・審判に基づく相続～

家庭裁判所の調停または審判が決定した場合、その内容によりお手続きいたします。
※必要書類はすべて原本をお持ちください。返却を希望される場合は、コピーを取らせていただいたあとに原本をお返ししますのでお申し出ください。

調停または審判により定められた当金庫の預金等の相続人

調停

遺産分割
調停書謄本

- 原本をお持ちください。

審判

遺産分割
審判書謄本

- 原本をお持ちください。

判

審判確定
証明書

- 原本をお持ちください。

印鑑証明書

- 発行から6ヶ月以内のものをお持ちください。

実印

- お手続き時にお持ちください。

本人確認書類

- 顔写真付きは1点、顔写真なしは2点、有効期限内の原本をお持ちください。

相続依頼書

- 当金庫からお渡しします。
- 「遺産分割調停書謄本」または「遺産分割審判書謄本」にて当金庫の預金等を相続するものとされている方が署名・捺印（実印）を行ってください。

上記以外でご準備いただく書類につきましては窓口にてご案内いたします。

福岡信用金庫での取引の有無を調べたい場合はどうすればいいですか？

以下の書類をご準備の上、最寄りの福岡信用金庫の窓口へご来店ください。

- ・お亡くなりになられた方の戸籍謄本（原本）など（死亡されたことが分かるもの）
- ・相続人の方の戸籍謄本（抄本）（相続人であることが分かるもの）
- ・相続人の方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

被相続人が外国籍の場合はどうすればいいですか？

お亡くなりになられた方が外国籍の場合、その国の法律に則って相続手続きを行うこととなります。

詳しくは該当国の大使館等にお問い合わせください。

未成年者が相続手続きを行うことはできますか？

親権者の方に代理人として相続手続きを行っていただきます。

ただし、該当の未成年者の親権者が同じ相続の相続人である場合、利益相反行為となるおそれがあるため、家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります。

また、親権者の方がいらっしゃらない場合は、家庭裁判所で未成年後見人の選任を行っていただく必要があります。

意思確認ができない相続人がいる場合はどうすればいいですか？

家庭裁判所で成年後見人等の選任を行っていただく必要があります。

海外に居住している相続人が「この国には印鑑証明書がない」と言っています。

「印鑑証明書」が存在しない国にお住いの日本国籍の相続人の方がいらっしゃる場合、「印鑑証明書」に代えて「サイン証明書（署名証明書）」および「在留証明書」をご準備ください。

「サイン証明書」は「相続依頼書」や「遺産分割協議書」とともに日本国大使館または総領事館（在外公館）の割印を受けてください。なお、外国籍の相続人（現地で帰化された場合を含みます）の手続きにつきましては、現地の公証人等による証明が必要となることがあります。

行方不明の相続人がいるのですが…

連絡の取りようがない相続人がいらっしゃる場合であっても、その方を除外して相続手続きを行うことはできません。

家庭裁判所で失踪宣告を取得いただくか、不在者財産管理人の選任を行っていただく必要があります。

相続放棄を行った相続人がいる場合、何が必要ですか？

家庭裁判所発行の「相続放棄申述受理証明書」をご提出ください。

限定承認を行った場合は何が必要ですか？

家庭裁判所の「限定承認申述受理証明書」をご提出ください。

なお、複数の方が共同で限定承認を行った場合は、家庭裁判所より選任される「相続財産清算人」の方が相続手続きを行ってください。

相続人がひとりもいないのですが…

法定相続人や遺言書による受遺者がひとりも存在しない場合（全員が相続放棄を行った場合を含む）、相続預金を受け取ることができる権利者がいないことになります。

被相続人の財産で入院費や葬儀費の支払い等を希望される場合は、「相続財産清算人」の選任を行っていただく必要があります。

被相続人の戸籍を取得するにはどうしたらいいですか？

法定相続人を確定するには、お亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご準備いただく必要があります。

「相続手続で使用するため、出生から死亡までの連続した戸籍謄本が欲しい。」と市区町村の窓口でお申し出ください。

戸籍謄本の取得には、お亡くなりになられた方の氏名・生年月日・最後の本籍地・筆頭者等が必要となりますので、事前にお調べのうえ、最寄りの市区町村窓口へお問い合わせください。

最後の本籍地は、お亡くなりになられた方の住民票（除票）に記載されています。

店 舗 一 覧

店 舗 名	住 所	連 絡 先
本 店	〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6-8	092-751-4731
唐 人 町 支 店	〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3	092-821-7231
薬 院 支 店	〒810-0022 福岡市中央区薬院4丁目1-1	092-531-0638
博多駅南支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4丁目10-18	092-431-3563
藤 崎 出 張 所	〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3	092-821-7231
馬 出 支 店	〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目13-32	092-651-7036
博 多 北 支 店	〒812-0020 福岡市博多区対馬小路6-1	092-291-8741
六 本 松 支 店	〒810-0045 福岡市中央区草香江2丁目1-3	092-751-2372
井 尻 支 店	〒811-1311 福岡市南区横手2丁目35-6	092-591-1077
香 椎 支 店	〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2丁目4-21	092-681-5561
姪 浜 支 店	〒819-0002 福岡市西区姪の浜3丁目3-6	092-881-0631
西 新 支 店	〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3	092-821-7231
中 尾 支 店	〒811-1364 福岡市南区中尾3丁目42-1	092-561-6658
七 隈 支 店	〒814-0133 福岡市城南区七隈3丁目5-6	092-862-1411
野 芥 支 店	〒814-0171 福岡市早良区野芥4丁目45-3	092-863-8331

MEMO



福岡信用金庫

本冊子は令和8年8月現在の法律・情報に基づき作成しています。